

子ども・重度心身障がい者・ひとり親家庭・寡婦などの医療費助成制度のお知らせ

▷申請先/問い合わせ先＝国保医療課医療給付係(☎内線146)

■医療費受給者証の更新

現在使用している受給者証の有効期限は、7月31日までです。7月中に新しい受給者証を郵送しますので、8月1日以降に医療機関などを受診するときは、新しい受給者証を提示してください。有効期限を過ぎた受給者証は回収しませんので、速やかに破棄してください。

■医療費の助成

医療機関などを受診した際の医療費の一部を、市が助成する制度があります。対象となるのは右表に該当する人で、助成を受けるためには申請が必要です。※前年の所得により該当しない場合もあります。

ただし、子ども医療費助成制度は所得制限がありません。

○医療費助成事業の対象者

区 分	対 象 と な る 人
子 ども	0歳から18歳到達の年度末(高校卒業)までの人
重度心身障がい者	身体障害者手帳1・2級、障害基礎年金1級、療育手帳A、特別児童扶養手当1級の人
ひとり親家庭	・ひとり親家庭の子とその父または母 ・父母のいない子 (子＝0歳から18歳到達の年度末まで)
寡婦など	かつて配偶者のいない母(父)として20歳未満の子を扶養していた70歳未満の人

よんでみらい 読んで未来

新着図書からピックアップ!

■趣味・実用書

- 10年かかって地味ごはん。(和田明日香/著)
- まちづくり幻想(木下斉/著)
- 大学図鑑! 2022(ダイヤモンド社/刊)
- アフターコロナのマーケティング戦略(足立光ほか/著)
- 絶対はずさないおうち飲みワイン(山本昭彦/著)
- 心が震えるか、否か。(香川真司/著)

■小説・エッセイ

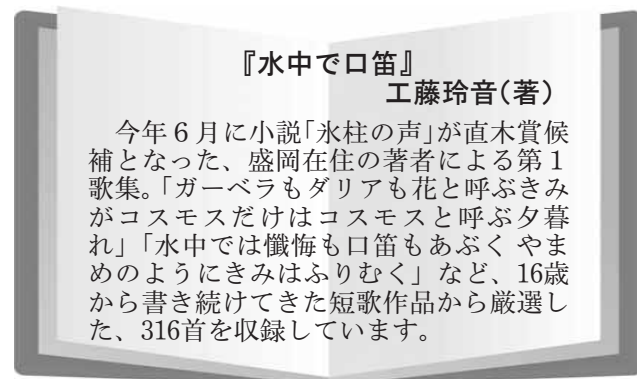
- インドラネット(桐野夏生/著)
- 南紀殺人事件(内田康夫/著)
- 星落ちて、なお(澤田瞳子/著)
- 雨夜の星たち(寺地はるな/著)
- リボルバー(原田マハ/著)
- 黒牢城(米澤穂信/著)

■絵本・児童書

- どこからきたの?おべんとう(鈴木まもる/作)
- すきなことにがてなこと(嶽まいこ/絵)
- みずをくむプリンセス(ピーター・H.レイノルズ/絵)
- 俳句ガール(堀直子/作)
- おとなを動かす悩み相談クエスト(小学館/刊)

■DVD

- 全国共通 防災テクニック
 - 体が硬い人のための柔軟講座
 - How to★ストリートダンス中級編
- ▷問い合わせ先＝市立図書館(☎☎1040)



『水中で口笛』
工藤玲音(著)
今年6月に小説「氷柱の声」が直木賞候補となった、盛岡在住の著者による第1歌集。「ガーベラもダリアも花と呼ぶきみがコスモスだけはコスモスと呼ぶ夕暮れ」「水中では懺悔も口笛もあぶくやまめのようにきみはふりむく」など、16歳から書き続けてきた短歌作品から厳選した、316首を収録しています。

新しい国民健康保険・後期高齢者医療被保険者証(保険証)を送付します

- ▷国民健康保険に関する問い合わせ先＝国保医療課国保年金係(☎内線143・144)
- ▷後期高齢者医療制度に関する問い合わせ先＝国保医療課医療給付係(☎内線145・146)

現在使用している保険証の有効期限は7月31日までです。7月中に新しい保険証を郵送しますので、8月1日以降に医療機関などを受診するときは、新しい保険証を提示してください。有効期限を過ぎた保険証は回収しませんので、速やかに破棄してください。

国民健康保険の保険証の更新は、昨年まで10月でしたが、今年から8月に変更されました。また、これまで70歳以上の人には、保険証と高齢受給者証の2枚を交付していましたが、今回から「国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証」となり、1枚で医療機関を受診できるようになります。

国民健康保険

■医療費の自己負担割合(一部負担金)

区 分	自己負担割合	
小学校就学前	2割	
小学校就学以上70歳未満	3割	
70～74歳	市民税課税所得が145万円未満	2割
	市民税課税所得が145万円以上	3割

※70～74歳の判定基準はお問い合わせください。

■限度額適用・標準負担額減額認定証(認定証)の申請

保険証と一緒に医療機関に提示すると、外来受診・入院時の一部負担金と食事代の窓口負担が軽減されます。

交付を希望する人は申請が必要です。長期入院中の人や、70歳以上で所得などが基準に該当する人には、7月中旬に手続きのお知らせを郵送します。今回郵送されなかった人でも、急な入院などにより認定証が必要になった場合は、随時受け付けます。

■国民健康保険加入・脱退の手続き

職場の健康保険を喪失するなどして、新たに国保に加入する人は、資格取得の届出が必要です。

また社会保険などに加入した人や、市外に転出した人は、資格喪失の届出が必要です。手続きが遅れると、さかのぼって国保税を納める場合や国保と社会保険などで二重に保険料(税)がかかることがありますので、早めの手続きをお願いします。

なお、社会保険など他の保険資格取得日以降に、国保の保険証を使用して医療機関などを受診した場合、市が負担した医療費の返還が必要です。新しい保険証が届かない間に受診するときは、保険変更したことを医療機関の窓口申し出ください。

後期高齢者医療制度

■医療費の自己負担割合(一部負担金)

区 分	自己負担割合
一般	1割
一定以上の所得がある人 ※同一世帯に市民税課税所得が145万円以上の後期高齢者医療制度加入者がいる人	3割

■限度額適用・標準負担額減額認定証(認定証)の申請

保険証と一緒に医療機関に提示すると、外来受診・入院時の一部負担金と食事代の窓口負担が軽減されます。すでに認定証をお持ちで、世帯全員の所得が確認できる人には、7月末までに新しい認定証を郵送します。新たに申請が必要な人には、7月上旬に手続きのお知らせを郵送していますので、必要に応じて申請してください。

国民健康保険・後期高齢者医療制度の手続き先

市役所本庁国保医療課、三陸支所、綾里・吉浜地域振興出張所で受け付けています。

10月(予定)からマイナンバーカードが保険証として利用可能となります

国では、10月からマイナンバーカードを保険証として利用できるように準備を進めています。まだ取得していない人は、この機会に申請手続きをしてはいかがでしょうか。マイナンバーカードの交付に関する問い合わせは、市民環境課(☎内線122・123)まで。

